

農業経営基盤の強化の促進 に関する基本構想（案）

令和元年9月

愛 川 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もう とする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・	1 0
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・	1 1
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・	1 3
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する事項・・・・・・・・・・	2 5
第 6	その他・・・・・・・・・・	3 0
別紙 1	（第 4 の 1 の（1）⑥関係）・・・・・・・・・・	3 1
別紙 2	（第 4 の 1 の（2）関係）・・・・・・・・・・	3 2
参考様式 1	（第 4 の 1 の（1）④関係）・・・・・・・・・・	3 5
参考様式 2	（第 4 の 1 の（1）④関係）・・・・・・・・・・	3 6

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の基本的な方向

愛川町は、神奈川県のおぼ中央である県央地域の北部に位置し、自然環境に恵まれ、かつ、一大消費地である大都市の近郊であることの利点を活かし、水稻をはじめ、露地野菜を主軸とする畑作と畜産を中心に農業経営が展開されている。

また、新規農業参入者の増加や経営規模の拡大など、本町農業が発展するための要素も確保されてきている状況にある。しかしながら、近年は、農業者人口の急激な減少や耕作放棄地の増加も進み、さらには農業労働力の高齢化・兼業化、農業後継者の不足など、農業の発展を阻害する要因が増大し、本町の農業を取り巻く環境は年々厳しいものとなっている。

このような状況の中、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の相模原愛川インターチェンジ（IC）や相模原 IC が開通したことによる、大都市からの交通の利便性を活かし、都市と調和した農業の維持・発展を図り、生産性の高い農業へと転換していくことが望まれる。

また、宮ヶ瀬ダムの観光放流などにより本町を訪れる観光客が増加傾向にあることから、現状の農業経営に加え、成長が期待される観光農業などの新しい部門を取り入れるなど、複合農業経営を目指すことで、農業者所得の底上げを目指す。

2 農業構造の現状と基本的な施策の方向

本町の農業構造としては、平成 27 年の総農家数は 519 戸（うち販売農家数が 128 戸）で、平成 17 年の 611 戸（うち販売農家数が 198 戸）と比較して 92 戸（15%）減少し、このうち、販売農家数は 70 戸（35%）の減少となっている。

また、平成 27 年の経営耕地面積（30 a 未満の農家の数値を含まない。）は 114 ha で平成 17 年の 151 ha と比較して 37 ha（25%）の減少となっているほか、基幹的農業従事者については、70 歳以上が 50% を超えており、青壮年従事者は 11% に留まっている。

こうした農業構造は、一見すると農業の衰退と捉えることもできるが、本町のような限りある農地においては、農地の集約化・集積を進めることにより、農家 1 戸当たりの経営耕作面積を拡大し、効率的で収益性の高い農業経営者を増加させる好機と捉えることができる。

そこで、限りある農地を有効に活用し、収益性の高い農業を目指すため、慣行栽培については、生産及び流通時のコスト削減の徹底、また、現状で特別栽培レベル以上の基準を満たしている作目については、表示販売の積極的導入及び新たな販路の開拓、さらには、有機栽培等付加価値の高い農産物の生産や、生産性の高い施設栽培の導入などを推進していく。

3 具体的取り組み施策

(1) ビジネスとしての農業の確立

本町では、農業を今後さらなる発展が見込まれる産業の一つと捉え、収益性の高い、雇用創出の場としての位置付けを確立することを目指す。

ア 企業等の農業参入及び企業的農業経営の推進

年々担い手が減少していく中、継続した農地保全及び農業所得の向上を目指すため、農業への企業参入を積極的に進め、地域農業者及び県央愛川農業協同組合との連携により、町内農業の活性化を図る。さらに、後継者問題が発生する個人経営から企業的農業経営に発展させることで、将来的に安定した農業経営を目指す。

イ 担い手を中心とした農地集積の推進

効率的な農業経営を推進するため、認定農業者や「人・農地プラン」において中心となる経営体に位置付けられている担い手の耕作地を中心とした集積を進めるため、農地所有者に対し、将来的に当該担い手へ集積を行っていくことを周知し、農地提供を活性化するなど、農地集積を円滑に推進していくための仕組みの構築を目指す。

(2) 地理的優位性を活かした収益性の高い農業の推進

本町の魅力の一つである、大都市圏へのアクセスの良さによるメリットとしては、生産物の出荷など、物流コストの低減という面以外にも、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園などへの観光客数の増加などがあり、新たな顧客、販路の開拓などにも繋がるものと考えられる。

こうした町内への観光客が農業に触れられる機会を増やし、積極的な顧客の増加が図られるよう参加型観光農業の構築を目指す。

(3) 需要（顧客）を意識した農業への転換

本町の農業経営については、全国的な傾向と同様に、プロダクトアウト（注1）で進められてきたものの、今後については、マーケットイン（注2）の考え方を取り入れながらも、特別栽培やGAP（注3）の導入など生産方法及び品質管理にこだわった独自性の高い農業経営を目指す。

(4) 農業者及び組織経営体の育成

本町は、農業協同組合、農業委員会、県農業技術センター等が相互の連携のもとで指導を行うことを目的として設置した愛川町農業再生協議会を中心に、農業における新たな経営感覚を磨くため、商工業や林業、漁業などの他産業とも連携を図る。

また、こうした連携を促進していくことで、地域及び営農の実態に応じた、効率的な生産単位を形成するための組織経営体を育成していくことを目指す。

(注1) プロダクトアウト：商品開発や生産を行う上で、作り手の理論や計画を優先させる方法。

(注2) マーケットイン：ニーズを優先し、顧客の声や視点を重視して商品の企画・開発を行い、提供していく方法。

(注3) GAP（農業生産工程管理）：Good Agricultural Practice の略称。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

(5) 女性農業者への働きかけ

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結や認定農業者に係る農業経営改善計画の夫婦共同申請の推進など、積極的な農業経営及び地域農業への参加・協力を促進する。

(6) 地域資源の維持管理及び農村コミュニティの維持

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家への補助労働力の提供や、土地持ち非農家等の積極的な農業参加を促進する。

(7) 農地整備の推進による農業経営の安定化

水稻などの土地利用型農業については、農地の大区画化等の基盤整備や農地中間管理機構の活用による農用地の利用集積・集約化を図り、生産性の向上や安定的な出荷・販路の確保に努める。

4 認定農業者の具体的指標

本町の農業の中核的な担い手となる認定農業者の具体的な経営の指標

年間農業所得	1 個別経営体当たり	概ね 500～600 万円
	主たる従事者 1 人当たり	概ね 400 万円
年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり	1, 800～2, 000 時間

(注) 指標については、現に成立している優良事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主とする農業者が、将来的（概ね 5 年後）に地域における他産業従事者並の生涯所得と年間労働時間に相当する水準を指標とする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の平成 26 年度から平成 29 年度までの新規参入者数は 10 人となっており、参入形態としては、有機栽培等による露地野菜での個人経営が多いほか、畜産への雇用就農なども見受けられるが、都市近郊という生活環境を活かし、生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層（原則 18 歳以上 45 歳未満）に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、神奈川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新規参入者や雇用就農の受け皿となる法人の数を現状の 2 倍とする目標と、本町の直近の

新規参入者数1人を踏まえ、本町においては、年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す中核的な担い手となる認定農業者の経営の指標の50%程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、まず、本町内における農業が職業として確立され、就農後に安定した収益が得られるような農業構造の構築を目指す。

次に、就農段階においては、就農希望者の「将来的な経営ビジョン」や「経営発展の方向性」などについて十分な対話を通じて町との共通理解を図るものとし、就農後においては、県農業技術センターなどの関係機関や、地域農業者等と連携しながら営農指導を進めることで、経営が軌道に乗るまでの間のサポートを充実させる。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

《農業経営の指標》

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 ＋水稲	〔作付面積等〕 ダイコン 0.4h キャベツ 0.6a ネギ 0.2ha ゴボウ 0.2ha ホウレンソウ 0.2ha 水稲 0.5ha 〔経営面積〕 畑 1.0ha 水田 0.5ha	〔資本装備〕 ・トラクタ ・管理作機 ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・粃摺機 （共同利用）	・複式簿記記帳の実施より経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基く給料制、休日制の導入。 ・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・受委託により生産の省力化を図る。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
落葉果樹 ＋水 稲	〔作付面積等〕 ブドウ等 0.6ha 水稲 0.5ha 〔経営面積〕 園 地 1.0ha 水 田 0.5ha	〔資本整備〕 ・果樹棚 ・スピードスプレーヤー ・トラクター ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・籾摺機 (共同利用)	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・受委託により生産の省力化を図る。
温室鉢物	〔作付面積等〕 シクラメン等 0.13ha 〔経営面積〕 施設用地 0.30ha 畑 0.20ha	〔資本整備〕 ・ガラス温室 ・暖房機 ・ベンチ ・自動カーテン等 ・蒸気消毒機	・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・パート雇用により労力の削減を図る。
観賞樹＋ 露地野菜	〔作付面積等〕 苗木 0.4ha 養生樹 1.2ha 仕立 0.1ha ハウレンソウ 0.2ha 〔経営面積〕 畑 1.9ha	〔資本整備〕 ・トラクター ・管理作業機 ・小型ショベル他		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・パート雇用により労力の削減を図る。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
観賞樹	[作付面積等] 苗木 0.4ha 養生樹 1.2ha 仕立 0.1ha [経営面積] 畑 1.7ha	[資本装備] ・パイプハウス ・トラクター ・管理作業機 ・小型ショベル他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・パート雇用により労力の削減を図る。
酪農	[飼養頭数] 経産牛 40頭 育成牛 14頭 [経営面積] 飼料畑 2.0ha 施設用地 0.4ha	[資本装備] ・成牛舎 ・育成舎 ・堆肥舎 ・サイロ ・パイプラインミルカー ・バルククーラー ・トラクター等農業機械 ・飼料用収穫調整用施設 ・糞尿処理施設等	・法人経営	・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・ヘルパーの活用により休日制の導入を図る。 ・共同作業により作業の効率化を図る。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚	〔飼養頭数〕 繁殖豚 100 頭 種雄豚 7 頭 〔経営面積〕 施設用地 0.5ha	〔資本装備〕 ・分娩舎 ・休憩舎 ・飼育舎 ・飼料タンク ・自動給餌機 ・糞尿処理施設 他	・法人経営	・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・パート雇用従事者の確保
養鶏	〔飼養羽数〕 成鶏 10,800 羽 育成鶏 4,500 羽 〔経営面積〕 施設用地 0.5ha	〔資本装備〕 ・成鶏舎 ・育成舎 ・自動給餌機 ・鶏卵処理室 ・鶏糞処理施設 ・農業機械 他	・法人経営	・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・パート雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛＋茶 ＋水稻	〔飼養頭数〕 育成牛 10 頭 肥育牛 30 頭 〔経営面積〕 飼料畑 1.0ha 水田 1.0ha 樹園地 0.7ha	〔資本装備〕 ・牛舎 ・堆肥舎 ・トラクター等農業機械 ・飼料用収穫調整用機械施設 ・糞尿処理施設等 ・摘採機 ・防霜ファン	・法人経営	・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・ヘルパーの活用により休日制の導入を図る。 ・共同作業により効率化を図る。
水稻＋茶	〔作付面積〕 水稻 3.0ha 樹園地 0.5ha 〔経営面積〕 水田 3.0ha 樹園地 0.5ha	〔資本装備〕 ・トラクター等農業機械 ・摘採機 ・防霜ファン	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・家族経営協定締結	・機械化により労働時間の短縮を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・共同作業により効率化を図る。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

《農業経営の指標》

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	〔作付面積等〕 人参 0.3ha ネギ 0.3ha 里芋 0.3ha ジャガイモ 0.3ha キャベツ 0.2ha ゴボウ 0.1ha カボチャ 0.1ha ナス 0.1ha ほか多品目 0.3ha 〔経営面積〕 畑 2.0ha	〔資本装備〕 ・トラクター ・管理作業機 ・軽トラック	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・機械化により労働時間の短縮を図る。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標
30%

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 『効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標』とは、概ね5年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地利用面積（所有権に基づくもの、利用権に基づくもの及び農作業受委託によるものの合計）が本町の農業振興地域内における農用地面積に占める割合の目標をいう。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町の水稲・大豆・麦などの土地利用型農業については、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が停滞している。

一方、野菜・果樹・花きなどについては、新規就農者の参入によって農地の利用集積が進んでいるほか、茶については、特産化に向け、荒廃農地が土地利用されている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想されるものの、新規参入の農業者も増加していることから、こうした農業者が円滑に規模拡大を進められるよう農地集積を進めていく必要がある。

また、効率的な農地利用を目指し、従来までの土地利用型農業に加え、企業等が行う、生産性の高い大規模な施設栽培についても積極的に受け入れていくことで、限られた農

地を有効に活用していくことを目指す。

(3) 関係団体等との連携体制

本町では、関係各課が緊密な連携を図るとともに、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、神奈川県が策定した『農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』の第 4 の『効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項』の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農業委員会が作成する農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権

の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体、法第 7 条第 1 号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 町長への確約書（参考様式 1）の提出や町長との協定（参考様式 2）の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用

集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の

設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 2 条第 1 項又は第 8 9 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定による農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 9 0 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃並びにその支払の相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）並びにその支払い（持分の付与を含む。）の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同 意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公 告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 本町は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。

(2) 本町、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本町は、本町の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携のもとに、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び再生協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、

土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5)の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う

認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努めるものとする。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業技術センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導・助言を求めてきたときは、愛川町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するものとする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

かながわ農業アカデミー、農業委員会、農業協同組合などと連携しながら、就農相談に応じ、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、就農希望者の受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生徒・学生には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となってかながわ農業アカデミー、県農業技術センター、農業委員、農業協同組合等と連携・協力して研修や指導を行うことにより、当該青年等の営農を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために町内の農業者育成団体への加入を促すことにより、交流機会を設ける。また、県央愛川農業協同組合とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

県央愛川農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、かながわ農業アカデミー、技術や経営のノウハウについての習得については、県農業技術センター、県畜産技術センター、県央愛川農業協同組合、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から 7 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 本町は、農業生産基盤整備事業、農業近代化施設整備事業その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として行うものとする。

ウ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、県農業技術センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 5 年にわたり、第 1 及び第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき

対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、愛川町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町はこのような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行うものに関する事項

本町においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は、比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- (1) 原則として、本町における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は本町全域とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

- (2) なお、本町を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、神奈川県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（本町を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本町から承認を得るものとする。

② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部または一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

（ア） 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

（イ） 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委

任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、神奈川県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 本町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 本町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善の必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 本町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団

法人又は一般財団法人) でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 本町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。

(4) 本町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合

本町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

① 本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 本町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間、公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等相手方が替っても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。

ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、県農業技術センター、神奈川県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術

等を効果的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、県農業技術センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和元年9月 日から施行する。

別紙１（第４の１の（１）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第６条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第６条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第１８条第３項第２号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることを認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の
設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有 益 費 の 償 還
1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額、その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存 続 期 間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの①に同じ。	1. 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の特価に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、特価の支払い期限までに特価の全部の支払いが行われないうきは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

(参考様式1)(第4の1(1)④関係)

確約書(例)

愛川町長 様

(提出日) 年 月 日
(提出者) 印

愛川町が、 年 月 日に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他
○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

(参考様式2)(第4の1④関係)

協定(例)

愛川町(以下「甲」という。)、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕(以下「乙」という。)
及び△△〔農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第2項第6号に
規定する者〕(以下「丙」という。)は、農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)に
ついて丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業
の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

(丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域)

第1条 丙は、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用
貸借による権利が設定されている農地等(以下「貸付農地等」という。)において、〇〇
△△及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使
用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業
に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

第1条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、乙か
ら賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄
に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
〔記載例〕 畑作・飼料作・麦作・稲作	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等
果樹	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等
採草・放牧	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使
用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け
ている農地等(以下「貸付農地等」という。)の全てについて前項に規定する内容の事業
に供するものとする。

(地域の農業における丙の役割分担)

第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場
合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の
共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

【丙が法人の場合】

- 3 丙は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

第3条 丙は、甲に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況（【丙が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況）について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

- 2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

- 3 丙から2の連絡を受けた甲は、乙の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、乙と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

第4条 甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他愛川町農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

- 2 甲は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受け（【丙が法人の場合】で解散す）る場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

- 2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

- 3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び愛川町農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

(損害賠償)

第7条 第6条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

(貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い)

第8条 貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

年 月 日

甲 名称
代表者名
所在地

乙 名称
代表者名
所在地

丙 名称
代表者名
所在地